

# 地域のイニシアチブに基づく公共空間活用によるまちづくり活動の課題と意義

Significances and challenges of utilizing public spaces based on local initiatives

時空間デザインプログラム  
14M43179 田中麻理子 指導教員 土肥真人  
Environmental Design Program  
Mariko Tanaka, Adviser Masato Dohi

## ABSTRACT

Recently, local groups engaging in construction activities have been increasing. But the activities seem to face many problems for the lack of technical knowledge and skills of consensus-building with the neighborhood. And in handling public spaces, they face more problems such as negotiation with local governments, and observing regulations. This study examines activities utilizing public spaces carried out by local initiatives which are receiving funds from Organization for Promoting Urban Development. Conclusions are: 1) Local groups should promote construction activities from the perspective of building restrictions, safety and communality, and so on. 2) Local groups should involve local residents as organizers of the activities, and local governments should support them in providing advice on implementation of their plans in public spaces. 3) The process that local groups realize their plans make the construction special, and the hub of local activities, connecting more people and places, and contribute to activate adjacent areas. That's the significance of utilizing public spaces.

## 第1章 はじめに

### 1-1 背景と目的

従来、日本における市民まちづくり活動はソフト的な活動が中心であった。国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課(2006)<sup>1</sup>は、地域住民等による資金拠出や寄付金のみではハード整備のための十分な資金確保が難しく、そのために、市民まちづくり活動はワークショップや勉強会の開催、清掃活動などのソフト策が主体であり、「一定額の資金を必要とするハード施設の整備を伴うまちづくり活動には消極的にならざるを得なかった」ことを指摘している。

しかし2005年には全国に先駆けて「ヨコハマ市民まち普請事業」や一般財団法人民間都市開発推進機構の「住民参加型まちづくりファンド支援事業」など、ハード整備活動を推進するための助成が始まり、卯月<sup>2</sup>はそのような活動を志向する市民団体の増加を指摘している。

一方で、市民主体のハード整備では、ハード整備に関する専門的知識の不足やハード整備を実施する土地所有者との合意形成の難しさ等、様々な課題が想定される。特に公共空間においては、それらの課題に加え、公共空間を所管する行政担当課との調整・協議や公物管理法との整合性、安全性や公共性の担保といった課題も存在すると考えられる。

そこで本研究では、市民主体の公共空間のハード整備や積極的な維持管理・運用を行っている事例を対象とし、その実態および課題の分析を通じて、①地域のイニシアチブに基づく公共空間活用によるまちづくり活動の実態と課題の把握、②同まちづくり活動の意義を明らかにすることを目的とする。

### 1-2 先行研究と本研究の位置づけ

公共空間における市民主体のハード整備を伴うまちづくり活動を扱った秋田(2007)<sup>3</sup>、野沢(2010)<sup>4</sup>の研究がある。また、一般財団法人民間都市開発推進機構による助成支援を受けて

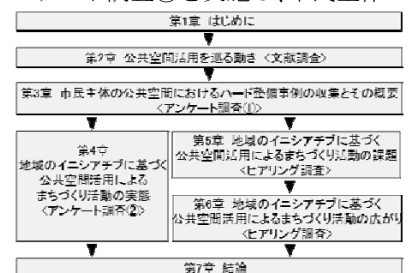
ハード整備を行った事例を扱った高橋ら(2013)<sup>5</sup>、吹野ら(2013)<sup>6</sup>の研究がある。本研究では上述の先行研究を踏まえつつ、全国を対象に市民主体のハード整備や積極的な維持管理・運用を研究対象として扱っている点、ハード整備や維持管理・運用における安全性や公共性の担保に言及している点に独自性がある。

### 1-3 本研究の対象

本研究の対象は、一般財団法人民間都市開発推進機構(以下、民都機構)が行っている「住民参加型まちづくりファンド支援事業」に採択されたファンドから助成を受けた地域団体とその事業である。「住民参加型まちづくりファンド支援業務」の採択ファンドを研究対象とした理由は、①当該事業が「NPOや住民等による、まちづくりに資するハード事業」<sup>7</sup>に助成していること、②「まちづくりに資するハード事業であれば、幅広く助成の対象」となること、③全国の事例を収集できること、④最も網羅的にかつ統一の基準を持って対象選定ができること、の4点である。

### 1-4 本研究の構成と方法

2章では文献調査をもとに公共空間活用を巡る動きを把握し、関連する法制度を整理する。3章では民都機構による助成を受けたファンドへのアンケート調査①を実施し、市民主体の公共空間におけるハード整備事例の収集およびその概要を把握する。4章では3章で把握した事例を対象に、地域団体へのアンケート調査②を実施し、地域のイニシアチブにもとづく公共空間活用による



【図 1-1】 章構成

まちづくり活動の実態を把握する。5章、6章では4章の分析対象から抽出した団体にヒアリング調査を実施し、5章では地域のイニシアチブにもとづく公共空間活用によるまちづくり活動の課題と意義を、6章ではその広がり把握する。

### 1-5 「住民参加型まちづくりファンド支援業務」について

「住民参加型まちづくりファンド支援業務」は、住民等によるまちづくり事業への助成等やまちづくり会社への出資を行う「まちづくりファンド」に対し民都機構が資金拠出による支援を行い、住民参加型まちづくりの推進を図る業務である。会計検査院によると民都機構は、平成17年度から26年度までの間に国土交通省から計35億2960万円の補助金の交付を受け、民都資金として同額を計116ファンドに対し拠出している。「住民参加型まちづくりファンド支援業務」助成団体は「住民参加型まちづくりファンド選定委員会の議を経る」ものとされ、申請要件や審査基準が定められているが、幅広いファンドが助成対象となっている。

## 第2章 公共空間活用を巡る国の動き

日本の公共空間の維持管理を規定する公物管理法は1950年頃に端を発する。公共施設のうち、道路、河川、港湾、公園等は上位の管理法が存在し、法令及びこれに基づく地方公共団体の条例によって、許可手続きや料金の徴収、許可される利用形態等に関する規定が定められている(表2-1)<sup>8</sup>。道路では、道路交通法に基づく警察許可も必要であり、全体の中で最も利用が限定される公共空間である。1998年頃より、名古屋、広島などで独自に公共空間におけるオープンカフェが始められ、1999年には国土交通省道路局による公募の社会実験が行われるなど、公共空間の積極的活用への取り組みは全国的に広がりを見せてきている。

【表2-1】 公共空間利用に関わる主な法制度

対象	管理法等	地方公共団体の条例等
道路	道路法・道路交通法	地方公共団体管理の公共施設についての管理・占用に係る条例(占用許可条例・占用料徴収条例等)
公園	都市公園法	
河川	河川法(河川敷地占用許可準則)	
海域	港湾法・漁港漁場整備法・海岸法	
公開空地	建築基準法、許可に関する技術規準	

## 第3章 市民主体の公共空間におけるハード整備事例の収集とその概要

本章では市民主体の公共空間におけるハード整備事例を収集するため、民都機構が行っている「住民参加型まちづくりファンド支援事業」に2005～2014年度に採択された112ファンド<sup>9</sup>を対象にアンケート調査を実施した(表3-1)。

【表3-1】 調査内容と時期

調査対象	調査時期	調査内容	回収
「住民参加型まちづくりファンド支援事業」に2005～2014年度に採択された112ファンド	2015年8月～11月	当該事業で実施された、市民主体の公共空間におけるハード整備の概要(地域団体名、ハード整備の内容、事業総額、助成金額等)	76ファンド(回収率67.9%)

結果、76ファンドから回答を得て150の地域団体による公共空間におけるハード整備事例が収集できた。

## 第4章 地域のイニシアチブに基づく公共空間活用によるまちづくり活動の実態

### 4-1 本章の調査対象と方法

本章では3章で把握した76ファンドが助成した、公共空間でハード整備を行った150地域団体のうち郵送先が分かった132地域団体に当該事業の資金で実施されたハード整備や整備後の管理運営、活動などの実態に関するアンケート調査を実施し、62団体から回答を得た(表4-1)。

### 4-2 分析の方法

ハード整備が行われた都市施設(都市計画施設)ごとに地域団体を分類し<sup>10</sup>、その維持管理の実態、課題などを把握する。都市施設の分類とそれに属する事業を行う地域団体を以下の表4-2に示す。

【表4-1】 調査内容と時期

調査対象	調査時期	調査内容	回収
3章で把握した76ファンドが助成した、公有地でハード整備を行った150地域団体のうち郵送先が分かった132地域団体	2014年2月～2015年12月	当該事業の資金で実施された、市民主体の公共空間におけるハード整備や整備後の管理運営、活動などの実態	62団体(回収率47.0%)

【表4-2】 都市施設の分類と地域団体の分布

都市施設	内容	団体No.
交通施設	道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナル、その他	27, 35, 39, 44, 50, 52, 60, 81, 87, 93, 127, 135, 141(13団体)
公共空地	公園、緑地、広場、墓園、その他	2, 4, 6, 17, 22, 24, 31, 34, 51, 61, 74, 92, 107, 122, 132, 142(16団体)
水路	河川、運河、その他	5, 69, 70, 71, 76, 90(6団体)
教育文化施設	学校、図書館、研究施設、その他	3, 12, 54, 63, 64, 66, 68, 79, 85, 91, 100, 136(12団体)
その他	供給施設(水道、電気供給施設、ガス供給施設、その他)又は処理施設(下水道、汚物処理場、ごみ焼却場)、上記に属さないもの	19, 26, 36, 40, 58, 59, 72, 83, 89, 94, 113, 115, 116, 128, 133(15団体)

## 4-3 都市施設ごとのハード整備活動の実態

表4-3はアンケートの記述回答から①ハード整備②管理運営③活動④安全性⑤公共性の5項目における課題と解決策を抽出し、都市施設ごとに整理したものである。

ハード整備では交通施設や公共空地での建築物設置、及び水路での構造物設置に関して、①-2の「都市公園条例では、民間が公園内に設置物をつくることはできない」、①-3の「河川構造物への改良ということで、構造物の安全面での問題があった」などと課題が多く、交通施設や教育文化施設、その他施設では①-4「担当が縦割り、つぎつぎに担当が変わっていった」などと、手続きなどの課題が見られた。管理運営については交通施設で②-1の「営業時間外のトイレの使用や設備の充実など、サービスの向上を求められ」たり、交通施設や教育文化施設で②-4の「学校内に看板や柵などを設置したが、小学校の廃統合のため許可無く撤去されてしまった」など、行政に移管した整備物の撤去などの課題が見られた。活動については公共空地で③-2の「他団体が広場を利用する際に放映中止を度々受ける」などと活動制限を受けたりもしていた。安全性については、交通施設、公共空地での火の使用は④-1「公園内で火を使用する際は防火対策及び行政学区担関への支援を依頼する」、公共空地、水路での活動時以外の構造物による被害は④-3「大水の際の業務委託者による構造物移動の撤去計画に盛り込んでもらう」などと対策が必要な課題であった。公共性については、理解促進が全ての都市施設での共通課題となっていた。

## 第5章 地域のイニシアチブに基づく公共空間活用によるまちづくり活動の課題と意義

### 5-1 調査の概要

調査の概要を表5-1、団体を表5-2に示す。本章では、4章でアンケート回答を得た62団体のうち上述した5つ全ての都市施設の事業を含むように9団体を抽出し、4章の内容の詳細な聞き取りと現地視察を行った。

【表5-1】 調査内容と時期

調査対象	調査時期	調査内容
4章でアンケート回答を得た62団体のうち都市施設ごとに抽出した9団体	2015年11月～2016年1月	4章での市民主体の公共空間におけるハード整備や整備後の管理運営、活動などの実態の詳細に関するヒアリング調査と現地視察

【表5-2】 ヒアリング調査団体と調査時期

都市施設	団体No.	団体名	日時
1. 交通施設	27	いには野アカガエルの里を守る会	2015/12/22
	35	鳴子きずなの会	2016/1/12
2. 公共空地	4	NPO法人プレーパークせたがや	2015/10/20, 11/27
	31	特定非営利活動法人 こどもNPO	2016/1/8
	34	てんぱくプレーパークの会	2016/1/8
3. 水路	90	内山川ホテルを守る会	2016/1/11
4. 教育文化施設	3	世田谷区立守山小学校 “あったらいいなこんな学校”の会	2015/10/20
	100	特定非営利活動法人 地域福祉活動支援協会人間大好き	2016/1/18
5. その他	94	石巻山・紅の会	2016/1/10

【表 4-3】 都市施設ごとの 5 項目における課題と解決策

	① ハード整備について	② 管理運営について	③ 活動について	④ 安全性について	⑤ 公共性について
1 交通施設	<p><b>■建築物の位置づけ</b> 「園芸ハウスの位置づけや建築確認申請を求められた」(35)、「民間会社であり、公道上に誘導看板などの設置は認められなかった」が国土交通省北陸地方整備局から中核施設として「みなとオアシス角速」として登録され認定を受けてからは可能になった」(87)</p> <p><b>■縦割り行政の書類手続きへの負担や近隣地権者の理解を得ることの必要性</b> 「総務局、都市局、消防局、緑生土木と許可を求められた」(35)、「工事施工に当たり手続き書類が多岐にわたったが、工事地隣接地権者等の理解を得て実施することが出来た」(27)</p> <p><b>■資金、人材面での課題</b> 「高齢化が進行していたり自己資金が少ないため、いかに住民に参加手賃いをしていただくかが問題」(60)</p>	<p><b>■許可の取得</b> 「指定管理の仕組みで、学区の行政組織である連絡協議会の管理下とし、運用する旨で決着している」(35)</p> <p><b>■サービスの向上を求められる</b> 「営業時間外のトイレの使用や設備の充実など、サービスの質の向上を求められることもある」(87)</p> <p><b>■移管していた整備物を撤去される</b> 「夏季に白壁塗りを徘徊する「赤がに」をモチーフとして伝建地区などに設置した「かに看板」7つのうち2つを、道路整備のために撤去せざるを得なくなった」(52)</p>	<p><b>■理解促進</b> 「土壌改良と清掃、見守り」(35)、「開園中の受付、売店、早草も作成販売は会員全員当番制で運営している。つばき園の来園者に俳句を募集し、句集を発行している」(60)、「地域のガールスカウトのボランティア活動場所として提供など」(127)、「市の職員による出前講座」(141)</p> <p><b>■労働作業への負担</b> 「平成19年より社会福祉法人印楯福祉会・いんば学舎オソロク倶楽部、市民と共同で谷津田を無農薬耕作実施し野生動植物の保護に努めている」(27)</p>	<p><b>■火を使う活動</b> 「公園内で火を使用する際は防火対策及び行政学区関係への支援を依頼する」(35)</p> <p><b>■事故対策</b> 「道路使用のイベント時に監視員を配置している」(50)</p>	<p><b>■理解促進</b> 「鳴子への転入者を対象に地域として歓迎の気持ちを伝えて交流を深め、地域への愛着を育むことを目的とした「新任民歓迎 隣人祭り」を開催している」(35)、「案内板での利用呼びかけ」(127)</p>
2 公共空地	<p><b>■建築物の制限</b> 「ユニバーサルデザインが推奨され始めた時期だったため、スロープを付けるなどといった環境配慮を促された大変だった」(4)、「都市公園条例では、民間が公園内に設置物をつくることはできない」(31)、「建築基準法が適用されると防火設備等の設置が必要となり、目的とする縄文竪穴住居にはそぐわないため、市建築課と相談を繰り返し、サイズを小さくして、建築基準法外の工作物として建設した」(22)</p> <p><b>■資金面での課題</b> 「予算の関係上1200株の花苗を手当てできないため、市の緑の協会の協力を仰いだ」(92)</p>	<p><b>■資金面での課題</b> 「以前は(名古屋)市が作ってくれた小屋だったため無料だった電気代、固定資産料などの負担が増えた」(34)「公園管理委託契約として公園のトイレ及び清掃を行い、年間4万円程度の手数料を受領」(61)</p> <p><b>■設置した構造物への責任</b> 「設置した構造物を将来下園市に譲渡するとは言えないので、不要になったら設置物の経費で撤去するように要求された」(51)</p>	<p><b>■資金面</b> 「広報誌を年に4-5回、区の広報誌による印刷協力を得て近隣小学校や地元へ700部配布している」(4)</p> <p><b>■活動制限</b> 「他団体が広場を利用する際に放映中止を度々要する」(122)</p> <p><b>■行政との関係</b> 「補のない公園に柵を設置したため、安全面で評価され市民より感謝状を授けられた」(17)</p>	<p><b>■事故対策</b> 「主だった活動者にはボランティア活動保険、怪我をさせしなかったりした場合の賠償責任保険、建築物の火災保険」(34)</p> <p><b>■火を使う活動</b> 「周りに民家が多いため、公園内において花火や火を使う行事などが出来ない」(92)、「交渉の結果、火おこし体験のような小さな火ならokと事前に承を備えることができた」(22)</p> <p><b>■活動時以外の想定被害</b> 「市との協定書の中に「現状復帰」が義務づけられているため、毎回秘密基地を壊したり手作り遊具を撤去している」(31)、「万一の転落事故等を想定し、物見槽に特別の日以外は無断で登れないように、下段の昇降用のはしごを撤去した」(51)</p>	<p><b>■理解促進</b> 「近隣小中学校に直接に海と風の学校開校チラシを学校から生徒に配っていた」(74)、「青少年健全育成の趣旨から、課題を抱える生徒達による中学生ボランティアや地域の子ども達の活用している」(107)、「毎月」の「これだけは違町ニュース」の発行(61)</p>
3 水路	<p><b>■河川敷への構造物設置</b> 「公園のような構造物は作れないが、ソーリェルターは本誌について測量図、地形写真などで詳細な報告を行った」(76)、「河川構造物への改良ということで、通水断面の阻害や構造物の安全面での問題があったが、資材メーカーの協力の下で、試験施工を行い問題がなかったため、継続的に整備を行っている」(90)</p>	<p><b>■河川への構造物設置への危険性</b> 「行政と運用協定を結び、単列や構造物の点検、費用負担などを行っている」(5)</p>	<p><b>■理解促進</b> 「中高生の夕飯作りなど、夜のイベントは、近隣へのボウリングと接接を行うことで可能になった」(5)</p>	<p><b>■事故対策</b> 「活動時以外に構造物で事故が起こることを想定し、施設管理者賠償責任保険を掛けている」(5)</p> <p><b>■活動時以外の想定被害</b> 「河川敷であるため、大雨の際の業務委託者による構造物移動の撤去計画に盛り込んでもらう」(5)</p>	<p><b>■理解促進</b> 「国会や学校、行政などの地域活動への協力、参加、役割の引き受け」(5)、「近隣の人々にニコソートなどの活動内容を個別訪問で説明し理解を求めている」(70)</p>
4 教育文化施設	<p><b>■縦割り行政で手続き・許可の取得が大変</b> 「担当が縦割り、学校教育課、家庭子ども課、管財課とつぎつぎに担当が変わっていた」(100)、「取り壊し前の建物だったので、そんなに制約はない」(100)</p> <p><b>■資金不足</b> 「耐震補強を行いたかったが、資金不足で行えなかった」(68)、「整備資金が無かったため食堂を始め、自前で整備できるようにした」(63)</p> <p><b>■周辺の地権者の理解</b> 「土地使用承諾書に印をもらうために個人の2ヶ所は何度も訪問してお話しをした」(91)</p>	<p><b>■管理運営範囲外の対応</b> 「管理運営外である樹木が大きくなりすぎ、花壇の管理に支障をきたしたが担当部署と交渉すればそれなりの処置はして来てくれる」(54)</p> <p><b>■移管していた整備物を撤去される</b> 「学校内に看板や柵などを設置したが、公有地で移管してしまふ学校の廃絶のため許可も撤去されました」(3)</p>	<p><b>■労働作業への負担</b> 「カフェの運営は一般の主婦の方に1日・祝日を担当していただき、平日はB型の事務所職員で管理している。修繕等は市の法人会計よりだしている」(100)</p>	<p><b>■事故対策</b> 「春風ライブ時の釣りの時に名前を書いてもらうことで参加者を把握している」(3)、「イベントごとに保険はかけないが、豊橋市民協働推進課への団体登録(どすいネット)による市民活動総合保障制度には加入している」(91)</p> <p><b>■構造物の危険性</b> 「デッキは怪我を減らすためにマットを敷いたり、低くしたり、下にこどもが入り込まないように柵を塞いだりと工夫した」(3)</p>	<p><b>■理解促進</b> 「「さかえ歴史と自然の道」のマップの実地見学時に愛知大学、県立時習館高校、豊田立豊橋高校にも入場することがあるため、事前に説明し了承を取る」(91)</p>
5 その他	<p><b>■都市施設や所有の境界における問題</b> 「保安林で各種規制があり、現在が最大許可範囲であることから、活動拠点整備拡充は困難であり、周南市総合計画にこの森林公園活動が策定されれば解決するかもしれない」(36)、「民地との境界、地権者との調整に時間を要した」(26)</p> <p><b>■資金面での課題</b> 「県、市も財源不足のため財源等については自前で生み出すだけでなく、助成、会費、寄付に頼った」(40)</p>	<p><b>■ゴミ処理</b> 「道路等の清掃活動については事前に連絡してから実施し、ごみ等について市に運搬等を依頼しています」(83)</p>	<p>特に無し</p>	<p><b>■事故対策</b> 「利用開始前に全員に森と遊具についての事前教育をする。差の最大限の注意書・配慮をするが「怪我と材料が自分もち、が最大のルール」(36)、「当社が借受している土地に立っている建物や設備については損害保険に加入している」(89)、「イベント時は駐車場が混雑するので駐車場整理員を配置している」(113)</p>	<p><b>■理解促進</b> 「NEXCO西日本と連携をし、ポスターを西日本サービスエリアに貼らせていただいた」(40)、「広報・IT化なく、全て30歳やフェイストウフェイス」(36)</p>

5-2 分析の方法

4章で作成した課題と解決策の表をベースとして、各地域団体へのヒアリング調査で把握した課題や解決策の情報を追加した上で、他の事例でも起こり得る課題や他事例でも適用可能だと判断した解決策を整理した(表5-3~5-7)。

5-3 地域のイニシアチブに基づく公共空間活用によるまちづくり活動の課題と解決策の可能性

表5-3よりハード整備では、交通施設や公共空地での建築物への制限に対して申請(図5-1: 建築申請)やサイズを調整したり、水路では測量や試験施工という審査を経て実現に至るなど、構造物整備に至るまでの様々な努力が見られた。表5-4より管理運営では、水路での構造物に関して行政と運用協定を結んだり、公共空地での行政の賃料の負担、その他施設でのゴミ運搬など、行政のサポートも見られた。表5-5より活動では、交通施設や水路で、ハード整備や清掃などの活動自



【図 5-1】 鳴子きずなの会の簡易園芸ハウス  
【図 5-2】 内山川ホテルを守る会の溶岩パネルを貼る住民

体をイベント化することで、地域で労働作業を負担し合うような取り組み(図5-2)が見られた。表5-6より安全性に関しては、公共空地や水路などで活動時間以外にも構造物が与える被害への対策などが見られた。表5-7より公共性に関しては、交通施設での外部からの人の流入による環境への影響や公共空地での地域住民が主体になるべきだという責任問題に関する意見も伺えた。

6章 地域のイニシアチブに基づく公共空間活用によるまちづくり活動の広がり

図6-1は、いには野アカガエルの里を守る会の活動の広がり地図である。いには野アカガエルの里を守る会では印西市まちづくりファンドの助成を得て、印西市に公有地使用の申請をして(表5-3の1, a)、市道の整備と2ヶ所の看板設置を行った。また同団体は環境保全を目的として、地権者3軒の許可を取り(表5-3の共通, b)、社会福祉法人印楯福祉会いんば学舎オソロク倶楽部との連携をしながら(表5-4の共通, c)活動を進めている。更に近隣の市立いには野小学校を巻き込んだ環境学習や講演会などを実施したり(表5-5の1, d)、田でのイベントを地域住民に開いて行ったりと、地域ぐるみの活動を展開している。このような活動により、定説では300mしか飛ばないヘイケボタルが800m離れた生息地から飛んできたりと、生物の活動範囲にまでも影響を及ぼしており、千葉県の生物多様性のモデル事業として助成ももらって活動を推進している(表5-3の共通, e)。一方で訪れる人が増えると生物の減少にも影響を及ぼしうるので鑑賞会をやらなくな

【表5-3】 ハード整備の課題と解決策

施設	課題	解決策
1. 交通施設	建築物の位置づけ	・公有地使用の申請(27) ・建築確認申請(35)
2. 公共空地	建築物の制限	・設置管理許可を取っている(4) ・サイズを小さくして、建築基準法外の工作物として整備(22)
3. 水路	敷地内への建築物整備が困難	・民間ファンドが団体と行政の仲介役を果たしてくれた(31)
4. 教育文化施設	資金面	・児童館事業であるので行政から資金が全て出る(31) ・企業の協力による整備協力、助言(3, 34)
5. その他	河川への構造物設置	・構造物の目的の位置づけ(5) ・河川の測量や企業の協力を得た試験施行などの厳密な審査を行った(76, 90)
共通事項	縦割り行政で手続き・許可取得が大変	・取り壊し寸前の建物だったので、そんなに制約はない(100)
共通事項	資金面	・食堂経営で資金繰り(63) ・学校を巻き込んでいる団体は市民中心の会で収益を上げ、学校中心の会との二重構造としている(3)
共通事項	都市施設や所有の境界における問題	・活動地域周辺の地権者にも理解・許可をもらう(1-27, 4-91)
共通事項	資金面	・「環境モデル事業」や「子育て事業」として助成を受ける(1-27, 2-4) ・行政による苗木、石材などの提供(1-35, 2-92, 3-90, 5-94)

【表5-4】 管理運営の課題と解決策

施設	課題	解決策
1. 交通施設	許可の取得	・指定管理の仕組みで、学区の行政組織である連絡協議会の管理下とし運用(35)
2. 公共空地	サービスの向上を求められる	—
3. 水路	資金面	・行政が土地の賃料を払ってくれるので浮いた費用を修繕費に回せる(4) ・「公園管理の委託契約」として公園のトイレ及び清掃を行い、年間4万円程度の手数料を受領(61)
4. 教育文化	設置した構造物への責任	—
5. その他	河川への構造物設置への危険性	・行政と運用協定を結び、草刈り、植栽、構造物の点検および補修整備、費用負担を行っている(5)
共通事項	都市施設や所有の境界における問題	・一級河川と準用河川にまたがる範囲での活動なので、一級河川は許可を得て市が管理し、準用河川は団体が管理するという二重の管理体制(90)
共通事項	管理運営範囲外の対応	・担当部署が処置しに来てくれた(54)
共通事項	ゴミ処理	・道路等の清掃活動を事前に連絡してから実施し、ごみ等について市に運搬等を依頼している(83)
共通事項	労働作業への負担	・日頃の住民の心がけや近隣スーパの清掃などの活動(1-27, 1-35, 3-90)
共通事項	移管していた整備物を撤去される	—

【表5-5】 活動の課題と解決策

施設	課題	解決策
1. 交通施設	理解促進	・近隣の小学校との放流や講演などの活動(27)
2. 公共空地	資金面	・区の広報課による印刷協力(4)
3. 水路	活動制限	・柵のない公園に柵を設置したため、安全面で評価され市長より感謝状を授与された(17)
4. 教育文化	行政との関係	・柵のない公園に柵を設置したため、安全面で評価され市長より感謝状を授与された(17)
5. その他	理解促進	・意識付けのための活動(90)
共通事項	活動時の担当課長への呼びかけで理解を促す	・活動時の担当課長への呼びかけで理解を促す(90)
共通事項	行政との関係	・「役所は失敗できないので、地域でできることは地域がやっ、失敗しても自分達でやり直すような土台作りが必要(90) ・行政の政策による公有地での影響(家電有料化など)への対応(90)
共通事項	ノウハウの不足	・外部講師から専門知識を学ぶ(94)
共通事項	労働作業への負担	・他団体との作業分担などの連携や委託(1-27, 4-100) ・ハード整備や清掃などの活動自体をイベント化し、地域一体となって行う(1-35, 3-90)

【表5-6】 安全性の課題と解決策

施設	課題	解決策
1. 交通施設	火を使う活動	・防火対策及び行政学区区間への支援を依頼する(35)
2. 公共空地	事故対策	・フリーダー、世話人による監視や知識提供(4, 31, 34)
3. 水路	火を使う活動	・事前に消防局に報告し非常時に対応できるようにしている(31)
4. 教育文化	活動時間以外の想定被害	・特別の日以外の構造物不使用(51) ・閉園後の遊具や土地の現状復帰(4, 31)
5. その他	事故対策	・構造物への施設管理者賠償責任保険(5)
共通事項	活動時間以外の想定被害	・水木の際の業務委託者による構造物移動の撤去計画への記載(5) ・水に溶け、環境にも特に影響がない素材(90)
共通事項	事故対策	・参加者に名前を書いてもらう(3)
共通事項	構造物の危険性	・使用者(子供、小学生)に配慮した事故防止への構造物工(2-4, 4-3)
共通事項	事故対策	・イベント時の監視員配置(1-50, 5-113) ・キャッチフレーズでの注意喚起(2-4, 2-31, 5-36) ・ネット上の団体登録による市民活動総合保障制度(3-90, 4-91, 5-94)

【表5-7】 公共性の課題と解決策

施設	課題	解決策
1. 交通施設	理解促進	・転入者を対象とした「新住民歓迎 隣人祭り」の開催(35)
2. 公共空地	外部の人の増加による環境への影響	・訪れる人の数が増えたと生物の減少にも影響を及ぼしうるので鑑賞会はやらなくなった(27)
3. 水路	理解促進	・公的なお金で整備することに意味がある(4, 31)
4. 教育文化	活動への苦情	・日頃から挨拶などを心がけて団体として信頼してもらったり、掲示板で活動への理解を促進し、何かあれば行政経由でなく直接言ってもらえるように心がけている(31, 34)
5. その他	責任問題	・行政の事業だと任せきりとなりがちだが地域の人が主体的に取り組み当事者意識を養えるようにする(31) ・行政と一緒に研修などをすることで、地域団体がノウハウを付けた意識を高め、市民活動を活性化していく(31)
共通事項	外部の人の増加による環境への影響	—
共通事項	理解促進	・地域活動への協力・参加(5)
共通事項	理解促進	・近隣施設での展示(3)
共通事項	理解促進	・企業との連携による広報活動(40)



【図6-1】 いにはのアカガエルの里を守る会 活動の広がり

【図6-2】 NPO法人プレーパークせたがや 活動の広がり

ってしまったりと(表5-7の1, f)、地域を外務者にどれだけ開くかが課題の1つと言える。図6-2はNPO法人プレーパークせたがやの活動の広がり地図である。同団体は公益信託世田谷まちづくりファンドの助成、世田谷区公園緑地課の設置管理許可(表5-3の共通, g)を得て、世田谷区立羽根木公園の一角にある羽根木プレーパーク内に子育て支援施設「そらまめハウス」を建設し、公園緑地課との連携を取りながらプレーパークの管理運営をしている。区からは子育て支援事業として助成金を得ていたり(表5-3の共通, h)賃料を払ってくれていたり(表5-4の2, i)近隣小学校などへの広報の配布の印刷協力など(表5-5の2, j)、活動に理解を示し協力的である。団体もプレリーダーを配置したり(表5-6の2, k)キャッチフレーズで注意喚起したり(表5-6の共通, l)と安全にも配慮している。区民を巻き込んだワークショップや講座・セミナーの開催など、広がりを見せた活動をしている。公的資金で整備したことで(表5-7の2, m)、活動への理解もされており、最近では区外からの来訪者も含め1日500人訪れる日もあるそうだ。ハード整備した施設だけでなく、そのエリア全体の管理運営により、幅広い人が集い多様な活動を行えるような場を作り出していると言える。

## 第6章 結論

- ・地域のイニシアチブに基づく公共空間活用でのハード整備は、建築物設置への制限や複雑な書類手続きなどの障壁が特に多く、実現に向けて構造物の形状の工夫や周辺の地権者の理解の獲得、資金の工面などに取り組んでいる。
- ・地域での管理運営や活動は、住民を巻き込みながら協力して行われている一方で、移管による撤去や他団体による活動制限など、公共空間故の制約は残っていた。
- ・地域団体は活動時の行政への事前報告や活動時以外の想定被害の回避、周辺住民の理解促進等、安全性、公共性に最大限の配慮をし、多様な活動の推進に取り組んでいた。

公共空間でのまちづくり活動は、地域のシンボルを作ることによって主体性、愛着を育むことにハード整備の意義があり、地域団体は住民にサービスを提供するのではなく、巻き込んで当事者にする事で、活動推進に向けたより積極的な関わりを得られる。また課題を乗り越える課程における苦勞が整備物を特別なものにし、地域に根付かせる。そして、更なる住民を巻き込んだり、拠点を増やしたりとソフト面での広がりにも寄与する。このような広がり、地域のイニシアチブに基づく公共空間活用によるまちづくり活動の意義だと言える。

### 補注

1. 国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課「住民参加型まちづくりに対する支援策について(住民参加型まちづくり支援策)通知」(2016.12.16)
2. 羽根木プレーパーク「活動資金の支那明細表」p17
3. 秋田県「地域づくりの事業計画の策定に関する補助金交付要綱」(2013.10.1)
4. 野暮田「市民活動とまちづくり」(2013.10.1)
5. 野暮田「市民活動とまちづくり」(2013.10.1)
6. 高橋大和「市民活動とまちづくり」(2013.10.1)
7. 高橋大和「市民活動とまちづくり」(2013.10.1)
8. 高橋大和「市民活動とまちづくり」(2013.10.1)
9. 2005～2014年度「まちづくり」は116ファンドであるが、ファンドの廃止等により調査が実施できなかった団体が4団体存在したため、調査対象は112ファンドとなっている。
10. 高木任之「図説 イラストレーション」(2013.10.1)